

遠鉄スポーツクラブ・スクール生会則

第一章 総則

第1条 [名称・所在地]

本クラブは、遠鉄スポーツクラブ・エスポ袋井と称し、所在地を静岡県袋井市堀越 371-1 に置きます。

第2条 [運営・管理]

本クラブの施設は、遠鉄アシスト株式会社が所有し、その運営・管理にあたります。

第3条 [目的]

本クラブは、教育的配慮のもとに専任指導者による一貫した指導を行ない、スクール会員の社会体育に対する正しい理解と関心を深め、あわせて健全な心身を育成するとともに、スポーツの振興を図り地域社会に寄与することを目的とします。

第二章 会員資格

第4章 [入会条件]

特別に個別指導を必要とすることがなく、集団活動の中においてエスポスクールを行なうことに適した健康状態で各コース別に定められた資格に該当し、本クラブの趣旨に賛同した方とします。

第5条 [会員の種別]

本クラブの会員の種別は、スクール会員としてスイミングスクール・空手・バレエ・キッズダンス・スポーツスクールとします。

第6条 [入会手続き]

本クラブに入会を希望される方は、所定の入会申し込み手続きを行ない、本クラブの承認を得るものとします。

第三章 会員の権利・義務

第7条 [入会・月会費等]

本クラブに入会する場合、入会金及び月会費等をコース別に納入するものとします。

第8条 [会費等の不返金]

入会手続き等で納入された入会金・登録料・月会費等は原則として返金いたしません。

第9条〔休会・退会〕

1. 休会（1 ヶ月以上、3 ヶ月以内）または退会する場合は、前月 20 日までに休会届・退会届用紙に必要事項を記入し、提出していただきます。休会費は月額 1,100 円で自動振替とします。
※休会は、WEB での申請も可能です。
2. 会員に伝染病疾患・眼病・内臓等に支障が発生した場合、またはその他レッスンを行なうことが不適切と本クラブで判断した場合には、休会および退会となる場合がございます。
3. 次の各項のいずれかに該当する場合は、退会となります。
 - (1) 無届けにより会費等を 3 ヶ月以上滞納したとき。
 - (2) 再三にわたり会費等の滞納が生じたとき。
 - (3) 会則に違反したとき。
 - (4) 会員として名誉を傷つけたり、秩序を乱したとき。
 - (5) その他本クラブの会員としてふさわしくないと当社が判断したとき。

第10条〔会員のモラル〕

会員は次の事項を守られなければなりません。

- (1) 館内では職員の指示に従い、ルールをよく守ること。
- (2) 秩序を守り、本クラブの目的に添うよう努力すること。
- (3) 各種大会に出場する会員は、「遠鉄スポーツクラブ」の所属で出場すること。ただし、特別な事情がある場合には、あらかじめその旨を本クラブに申し出て承認をうけること。

第11条〔施設の閉鎖および利用限度〕

本クラブは、次の場合施設の全部もしくは一部を閉鎖し、または施設の利用制限を行うことができます。

- (1) 天候・災害その他により開館が不可能と認められたとき。
- (2) 施設の変更・改造・補修・点検等を行なうとき。
- (3) 本クラブの主催または共催する競技会・特別行事・講習会等を開催するとき。
- (4) 法令の制定・改廃・行政指導・社会情勢等によるとき。
- (5) 運営上必要と認められたとき。

第12条〔施設利用〕

会員は本クラブの施設の利用に際し、別に定める規定に従うものとします。会員は本クラブの許可なく本クラブ内での商業行為、政治的・宗教的活動、またはこれに類する行為等は禁止します。

第 13 条〔施設内での事故〕

施設内で発生した事故に対して傷害を受けた場合、本クラブは応急処置を行いますが、その事故が本クラブの故意または過失に起因しない場合は、その損害賠償責任を負わないものとします。

第 14 条〔施設内での盗難等〕

施設内での盗難および紛失を防止するため、本クラブへの貴重品の持ち込みは禁止します。盗難および紛失に対して本クラブは、その損害賠償責任を負いません。

第 15 条〔諸会費・諸料金の変更〕

本クラブの諸会費・諸料金は、社会経済情勢の変動、その他の事情により変更することができるものとします。

第 16 条〔その他〕

本会則に定めのない事項について、別途定めるものとします。

第 17 条〔その他〕

本会則の改正・変更は、本クラブの定めるところによるものとし、その効力はすべての会員におよぶものとします。